

第3回筑紫野市総合計画審議会会議録（要点記録）

【開催日時】 令和5年10月19日（木） 13：29～15：33

【開催場所】 筑紫野市役所 4階 403会議室

【委員出欠状況】

《出席委員》 村藤委員、川崎委員、田中委員、市川委員、花園委員、平嶋委員、仲信委員、藤野委員、山元委員、宮崎委員、出田委員、八尋委員、町田委員、有村委員、力久委員（名簿記載順）以上15人

《欠席委員》 天本委員、鳥谷委員、武光委員 以上3人

【事務局出席者】 宗貞企画政策部長、中尾企画政策課長、齊田企画政策担当係長、井上企画政策担当主任、銀島企画政策担当主任
以上5人

【傍聴人】 0名

【会議概要】

1. 開会

事務局の司会により開会

2. 議事

（1）第2回審議会の会議録の確認について

事務局より変更点について抜粋説明。

（会 長） J T跡地の活用と大型体育館施設の建設は関連性があるのか。

（事務局） 前回会議における J T跡地の活用について検討したほうがよいとの意見を反映し記載したものであるが、 J Tが所有している土地であり、売却の意向も定まっていないとのことであるため、市が取得できるか未定であり、大型体育施設建設とも現時点では関連性はない。

（会 長） J Tが売却の意向を示せば、用地を買収して体育施設を作ることもあるのか。

（事務局） 可能性としてはある。

(2) 第七次筑紫野市総合計画（案）について

①前回までの審議を踏まえた修正箇所等について

事務局から次のとおり説明を行った。

- ・前回までの審議を踏まえた修正箇所について、それぞれ説明を行った。

(会 長) 公共交通について、第七次総合計画では重点施策として別枠で評価するとあるが、前回会議ではパワーポイントで説明がなかったように思う。

(事務局) 前回会議の際にパワーポイントで示したのは、現在実施している第六次総合計画の進捗状況についての報告である。第七次総合計画の重点政策については、配布している計画案の中に記載している。

(会 長) コミュニティ運営協議会と行政の役割分担について、今一つわからない。行政区ごとに分かれたコミュニティ運営協議会と筑紫野市がパートナーシップ協定を結び、地域課題の解決に取り組んでいくというのは理解できる。行政区には行政区長がいるのか。行政区の承認を得ずとも、コミュニティ運営協議会は事業を実施してもいいという理解でよいか。

(事務局) 筑紫野市には82行政区があり、行政区ごとにきめ細やかな取り組みを進めていただいている。一方、少子高齢化の影響による人口減少等もあり、行政区だけでは解決できない問題も今後多くなると予想されている。そのため、複数の行政区で構成するコミュニティ運営協議会で地域課題の解決に取り組めるよう、2段階の役割分担を図ったものである。

(委 員) コミュニティ運営協議会とコミュニティセンターの違いがよくわかっていない人がいる。

(会 長) コミュニティセンターは、コミュニティ運営協議会の活動拠点であると認識しているが。

(委 員) コミュニティセンターは市の組織、コミュニティ運営協議会は地域で運営する独自の組織ということが市民に浸透していないように思う。

(副会長) 市とコミュニティ運営協議会という地域に関する事業の実施主体が二つあるようで、わかりにくい。コミュニティ運営協議会の活動が浸透しにくくなっている原因にもなっているのではないか。

(会 長) どちらかが主導して事業を行わなければ、活動が市民に伝わりにくいことも考えられる。密に情報を交換し合意して、同じ情報を流せるようにするしかない。

(事務局) 様々な課題に対して、市が取り組むものもあれば、コミュニティ運営協議会が自主的に取り組んでいただいているものもあり、課題によって異なる

アプローチをとっている。本来、市とコミュニティ運営協議会は、自助共助公助の役割分担のもと、それぞれの強みを生かして支え合う、補完性の原則でまちづくりを進めるべきだと考えている。それぞれがどういった部分を担っていくべきか、今後コミュニティ分野における基本計画を策定する中で、各コミュニティ運営協議会の意見を伺いながら、最適な手法を検討していきたい。

(会 長) 地域コミュニティ基本計画を協議する際には、市とコミュニティ運営協議会が両方入って決められるのか。

(事務局) 地域コミュニティ基本計画は、今後の地域コミュニティの活動をどのようにしていくのか定める計画となるので、コミュニティ運営協議会としっかり議論することとなる。

(委 員) コミュニティによって人口や構成が違う。情報伝達が円滑にいくコミュニティもあればそうでないコミュニティもあると思われる。役割などをはっきりさせたい。

(事務局) 地域住民が主体となって地域課題の解決と魅力を活かしたまちづくりを進めることや、地域活動の充実を図ることなどの方針はゆるぎないものである。ただし、将来の地域コミュニティのあるべき姿について、市とコミュニティ運営協議会の想いに若干相違が生じているように思われる。施策を進める中で、施策を所管するコミュニティ推進課がコミュニティ運営協議会と連携を図りながら、課題を整理し、協議していければと考えている。

(副会長) 総合計画の中にコミュニティセンターの位置づけがはっきりしていない。コミュニティセンターには、コミュニティ推進課だけでなく、様々な課との関わりがあるが、もっと円滑に連携できないか。

(事務局) 市としても、コミュニティセンターがどのような役割を担っていくべきか検討する必要があるものと認識している。防災拠点、社会教育拠点として多くの所管課が関わる施設である一方、コミュニティとの窓口を一本化してほしいという要望もあるため、協議交渉、連絡調整のあり方をどのようにすべきか検討を進めたい。

(委 員) コミュニティセンターを通して、市から発信される情報と、コミュニティ運営協議会を通して発信される情報とで二本の流れができており、混乱する場面がある。ぜひ整理してほしい。

(委 員) 政策7の大綱や施策24の施策を取り巻く環境変化と課題の中で、明確にコミュニティ運営協議会が取り組んでいる対象事業に関しては、地域コミュニティではなく、コミュニティ運営協議会と明記するとなっているが、

地域によって活動は様々であり、対象事業はどのように選出するのか。

(事務局) 前回の審議会の中で、コミュニティ運営協議会が実施している事業については、地域コミュニティと表記するより、コミュニティ運営協議会を主語としてはっきりした表記にしたほうが良いとご意見をいただき、そのように変更したもの。総合計画の中で、すべての活動を明記し、分類することは困難であるが、明らかに協議会の活動だと確認できるものについて、変更を加えている。

(会 長) 地域コミュニティ基本計画とは、コミュニティ運営協議会ごとに作る計画なのか。

(事務局) 地域コミュニティ基本計画は、市として策定する計画である。それぞれのコミュニティ運営協議会の活動計画としては、地域まちづくり計画が策定されている。

(会 長) コミュニティ運営協議会の事情を聴き、協議したうえで計画を作られると認識してよいか。

(事務局) しっかり地域課題を集約した上で、課題を解決できるように協議していきたいと考えている。

(会 長) 市が地域コミュニティ計画を策定する際に、大きな課題については双方でしっかり協議したほうがよい。

(委 員) 第4章の地域コミュニティの概要の部分で、筑紫南コミュニティ運営協議会に属する行政区である若江の一部に、筑紫東小学校の通学区域が含まれていることを追記してほしい。

②パブリック・コメントの状況について（中間報告）

事務局より次の通り説明を行った。

- ・パブリック・コメントの実施期間は10月1日から10月31日まで
- ・資料作成の都合上、10月9日時点の状況を報告する
- ・意見提出1件、ホームページ閲覧数は707件
- ・現在具体的な意見として出ているものは、二日市地区の公園の充実と、野良猫の保護活動について

委員より意見無し。

③審議会答申（素案）について

事務局から次のとおり説明を行った。

- ・これまでの審議会でもいただいた意見を踏まえ、審議会答申の付帯意見（たたき台）の項目を説明。
- ・項目としては、「適切な進行管理と評価について」「健全な財政状況の維持について」「国の動向や社会情勢の変化に応じた取り組みの推進について」「市民や地域に寄り添うまちづくりの推進について」の4つの案を説明。

●適切な進行管理と評価について

（会 長）適切な進行管理と評価について挙げた理由としては、総合計画の施策を着実に進めるために、行政も民間企業と同じように計画の進捗と成果が人事評価に影響するようにすべきと考えたからである。もちろん人事評価は施策や基本事業等の数値だけではなく、様々な要因を鑑みて評価するものではあるが、組織として総合計画に定められたことをどれだけ実施できたのか評価するようにしてほしい。

（副会長）付帯意見にある、「各組織」とはどのような組織か。

（事務局）各組織とは、施策を担う部や基本事業を担う課を示すものである。

（委 員）目標達成に向けた取り組みの見直し頻度はどうなのか。

（会 長）民間企業では、5段階評価などで実施している。自治体も業績評価基準の目標値を設定している以上、どの程度達成したかを見るものだが、新型コロナウイルス感染症の影響や、万が一災害などが起こった場合、目標達成の数値や評価を変えることはありうる。

（委 員）途中の見直しはないのか。

（会 長）達成までに問題がある場合は見直したほうがよい。

（委 員）目標や取り組みの変更、廃止が途中で発生した場合は、市民に経過を示す必要があるのではないか。施策を進める中で目標を達成できないものも発生すると思われるが、そのような途中経過も市民に示してほしい。

（会 長）途中経過としてすぐに評価数値を示すことが難しい事業もあると考える。頻繁には難しいかもしれないが、市民への開示はしたほうがよい。今後、容易に算出できる指標のあり方について検討する必要があるものと思われる。

（委 員）情報通信技術を活用してぜひ経過を示してほしい。

（委 員）どのように評価分析を行っているのか。

（事務局）評価分析については、例えば公共交通の利便性向上と利用促進の基本事業

であれば、交通手段がなく不便な人を減らしていこうという目標を総合計画の中で掲げており、これの成果向上を図るため、令和5年度であれば、地域交通計画策定のためのワークショップを開催し、課題分析を行った上で、改善策を講じるという取り組みを予定しているが、このように、課題解決のための取り組みを着実に進められたかどうかを評価分析することとしている。

(副会長) 評価分析は市内部のみで行われるものか。市民からの評価も反映しているか。

(会長) 組織として市が総合計画を達成するため、進捗管理をしている。組織としての達成度は、このような審議会で説明していただく必要があるが、個人の達成度や評価まで及ぶ細かなところを市民に開示することまでは難しい。

(委員) 進捗状況が途中でわかるようにしてほしい。

(会長) 現在もできうる限りの開示をしていると思うが、細かく開示できそうなものについては検討してほしい。

(委員) 都市整備の状況について、準都市計画区域というのはどういうものか。用途の制限はあるか。

(事務局) 用途の制限はないが、無秩序な開発を抑制している区域であり、一定規模以上の面積の開発行為を行う際には、県の許可が必要となる区域である。

●健全な財政状況の維持について

(委員) J T跡地を活かしたまちづくりとあるが、旧庁舎跡地も加えたほうがいいのではないか。

(会長) 現状としては、庁舎建設後も健全な財政状況を保つことができていると言える。ただし、J T跡地の購入や大型体育施設の建設を検討しているものと理解しているが、金額によっては実質公債費比率や将来負債比率などが悪化する可能性があるため、住民に必要な設備投資を行いつつも、近隣自治体と比較して劣ることのない財政状況を維持するよう努めていただきたい。

(副会長) 「J T跡地を活かした」と明記するより、「旧市役所跡地を活かした」と明記するほうがよいのではないか。

(委員) J T跡地の活用やスポーツ施設の建設と具体的に明記しているが、市民に過大な期待を与えないか。

- (会 長) たたき台なので変更は可能である。健全な財政を守りつつ、住民が望む事業であれば取り組んでほしい。具体例としてJ T跡地やスポーツ施設と表記しているだけで決定ではない。
- (委 員) 個人的な意見だが、この機会を逃せば、筑紫野市のランドマーク的な建物を作る機会はないと考える。絶対にスポーツ施設は建設すべきだと思っている。
- (副会長) 健全な財政状況の維持とあるのに、続く文章にJ T跡地活用やスポーツ施設建設などの事業が並べられている。実施すると健全に財政が維持できないのではないか。
- (委 員) 「財政状況を踏まえたJ T跡地活用」と表記しているので問題ないのではないか。
- (委 員) 答申に「J T跡地」と明記することにより、買う意思が強いと読む人がいると考えられるが、これを明記するならば「旧市役所跡地」の名前をいれていいと思う。
- (事務局) 今回のたたき台の表現の意図としては、有効活用されていない未利用地について、まちづくりに寄与する形で土地利用を進めていきたいという思いを例示したものである。J T跡地については検討するが、旧庁舎跡地は検討しないというものではない。第1回、第2回の会議の意見を踏まえて、盛り込んだものであり、特別な思惑があつての表現ではない。
- (会 長) 遊休地を活用したまちづくりを進めていくということか。
- (事務局) その通りである。
- (委 員) 「J T跡地を活かしたまちづくり」と明記するよりも、「遊休地を活かしたまちづくり」としたほうがよいのではないか。
- (事務局) 他にも活用すべきものがあるのではないかと様々な意見をいただいた。いただいた意見を全体的にカバーできるよう案を整理して、次回提示していただきたい。

●国の動向や社会情勢の変化に応じた取り組みの推進について

- (会 長) I o TやA Iなどの積極的な活用については、新しい情報技術を導入することで、より少ないコストでより高い行政サービスを提供できるよう業務の円滑化効率化を目指す。またはA Iでは対応できない付加価値を生む仕事へ移行するという社会情勢の変化に対応するものである。生成A Iについては課題も多いため実用には検証や協議が必要だが、検討しなければならないと考える。
- (副会長) 地域包括ケアシステムについて記載すべきではないか。こどものことも大

切だが、超高齢化社会への対応は重要である。

(会 長) どの項目の中に入れるのが妥当か。

(副会長) 4番目の市民や地域に寄り添うまちづくりの推進についての中に入れてはどうか。

(委 員) 4番が妥当である。

●市民や地域に寄り添うまちづくりの推進について

(委 員) 地域活動の担い手の育成と地域コミュニティによるまちづくりの推進とあるが、隣組、行政区、小学校区と様々なまとまりがあるなかで、まちづくりの事業を考え、実行していくのは、コミュニティ運営協議会である。地域コミュニティではなくコミュニティ運営協議会と表記したほうがよいのではないか。

(委 員) 防災や防犯を推進する観点から、「安全」というキーワードを入れるべきではないか。

(会 長) 事務局で検討されたい。

(委 員) 事務事業の内容はどこで公開されているのか。

(事務局) 事務事業については、総合計画の中には記載はないが、成果を示せるものについては「事務事業評価表」という形で毎年ホームページに公開している。

(副会長) いつの事務事業評価がいつごろ見られるのか。

(会 長) 過去一年分の事務事業評価表はホームページでみられるが、これから決める事務事業については、予算の審議があるため、3月末にならなければ、完全なものは見られない。

(事務局) 市議会に提出した予算案の可決により、次年度の事務事業が決定されることとなるため、年度当初の段階では予算書で確認いただくこととなる。通常、予算は3月議会で可決するため、4月には、市の情報公開コーナーで確認することができる。

(会 長) 事務事業を評価する場として、外部評価委員会がある。事業の進捗や不要な事業の廃止などを協議する委員会を踏まえて、年末に来年度の事務事業をどうするかを所管課等で決定し、議会に提案する。予算が決まった3月末に事務事業を開示、という流れになる。総合計画と合わせて完成ということにはならない。

(委 員) 異議でなく要望だが、理解できない横文字が多い。G I G Aスクール構想

など用語の説明を入れてほしい。

(会 長) 可能な限り対応していただきたい。

3. 事務連絡

事務局から次回会議日程（11月9日（木）13：30～）について説明。

4. 閉会

15時33分閉会。